

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年1月31日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	近	藤	満里
同	宮	崎	治夫

措置の通知書

令和3年度 定期監査（前期）（3監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 現金の取扱いについて【重点項目】 収入金の払込みを適正に行うべきもの （報告書2ページ）</p> <p>コピー使用料について、金融機関への払込みが遅滞していた。コピー使用料は会計事務の手引において1か月ごとに調定することが認められているが、調定後は市財務規則に基づき速やかに指定金融機関等へ払い込まなければならない。</p> <p>規則に基づき、適正な収納事務を行われたい。 （若槻支所）</p> <p>2 収入事務について【重点項目】</p> <p>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの （報告書2ページ）</p> <p>公民館使用料について、納期限を記載せずに納入通知書を発行していた事例があった。</p> <p>地方自治法施行令及び市財務規則に基づき、適正な徴収事務を行われたい。 （浅川公民館）</p> <p>(2) 調定事務を適正に行うべきもの （報告書2ページ）</p> <p>ア 公民館使用料について、歳入調定処理を失念し、手続が遅滞していた事例があった。</p> <p>地方自治法施行令及び市財務規則に基づき、適正な調定事務を行われたい。 （浅川公民館）</p> <p>イ 駐車場行政財産目的外使用料（職員通勤用駐車場使用料）について、行政財産使用許可調書で財産管理者が徴収方法を四半期払いとし、第一期分の納入期限を6月末と決定していたにもかかわらず、納入期限を過ぎて歳入調定の手続を行っていた。</p> <p>市市有財産条例及び市財務規則に基づき、適正な調定事務を行われたい。 （豊野公民館）</p>	<p>コピー使用料の調定及び金融機関への払込みについては、原則翌月初日に実施するとともに、職員相互間で厳格にチェックを行うこととした。 （若槻支所）</p> <p>公民館使用料納付に関する「納入済通知書兼納付書」を発行する際は、納期限を含む記載内容について、記載漏れがないか複数の職員で確認し発行するよう改善を図った。 （浅川公民館）</p> <p>公民館使用料に関する歳入調定処理については、公民館使用料に関する「納入済通知書兼納付書」の発行と同時に歳入調定処理を行うよう職員間で徹底した。 （浅川公民館）</p> <p>駐車場行政財産目的外使用料（職員通勤用駐車場使用料）に関する歳入調定については、行政財産使用許可書により財産管理者が定めた納期限までに納付書及び歳入調定処理を行うよう納期限予定表を作成し、複数の職員で確認できるよう事務処理の改善を図った。 （豊野公民館）</p>

措置の通知書

令和3年度 定期監査（前期）（3監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3 契約事務について【重点項目】 契約締結を適正に行うべきもの （報告書2ページ）</p> <p>ア 側溝等清掃土砂処理業務委託について、仕様書で「土砂集積場所の土砂を収集したことが分かる写真」の提出を求めているが、事業者から提出された写真のうち、収集前又は収集前後の写真がなく、当該場所の土砂を処理したことの確認ができない事例があった。また、委託料の積算根拠としているトラックへの土砂積載量の確認が困難な事例があった。 契約書に基づき、適切な写真の提出を指導するとともに、確認検査を厳格に行われたい。 （川中島支所）</p> <p style="text-align: center;">（報告書3ページ）</p> <p>イ 行政財産の貸付けに係る土地・家屋賃借料について、市有財産賃貸借契約書において、賃借料の算出根拠となる貸付面積が誤っていたため、適正な賃借料が算出されず、誤った金額の賃借料を徴収していた。 適正な契約事務を行われたい。 （豊野支所）</p> <p>4 補助金等の交付事務について【重点項目】 規則等に基づき適正な補助金等交付事務を行うべきもの （報告書3ページ）</p> <p>ア 支所発地域力向上支援金について、交付申請前に発生した費用を交付対象とし補助金を交付していた。 要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。 また、年度当初からの事業着手を希望する団体がある実情を踏まえ、早期に交付申請ができるよう、募集方法や選考する時期について見直しを検討されたい。 なお、本件は令和元年度定期監査（前期）報告書においても指摘事項としている。 （若槻支所）</p>	<p>指摘事項については契約書に基づき、土砂集積場所の収集前及び収集後の写真並びに土砂積載量が容易に確認できる写真提出の徹底を事業者に指導し、改善を図った。 また、業務委託料算定時にチェックすべき事項を再確認し、確実な確認検査を行うよう担当内に徹底し、改善を図った。 （川中島支所）</p> <p>按分面積の算定方法等が複雑なことから誤りが発生したため、令和4年度から複数人で十分に確認するよう事務体制を見直した。 （豊野支所）</p> <p>事業募集に当たり、交付決定後の事業着手及び要綱に規定された「事前着手」について、申請団体へ丁寧に説明を行うことで、適正な交付事務を確保するよう改善を図った。 また、年度当初から事業に着手する団体もあることから、募集案内を年度内に周知するとともに選考時期を早め、年度当初からの事業に対応できるよう改善する。 （若槻支所）</p>

措置の通知書

令和3年度 定期監査（前期）（3監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 支所発地域力向上支援金について、要綱で対象経費を「交付対象事業に要する経費」と定めており、当該補助事業以外に使うことは認めていないが、交付確定時に当該年度の余剰金を「次年度繰越金」と認め補助金額を確定していた。余剰金は当該年度中に精算すべきであり次年度に繰り越すべきではない。</p> <p>市補助金等交付規則等に基づき、提出書類の確認検査を徹底し、適正な補助金交付事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（小田切支所）</p> <p>（意見）</p> <p>財務事務に関する研修等の実施について （報告書3ページ）</p> <p>改善を要する事例については、事務担当者による財務規則等の確認不足や不注意によるものがその発生要因で、重大な影響を及ぼすものはなかったが、現金の取扱いなどの小さなミスが大きな事故につながっていくことから、全庁的な研修の実施、職場におけるチェック体制など、改めて事務執行体制の点検を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（会計課）</p>	<p>指摘事項については、本支援金事業の原則の認識不足により事務誤りが生じ、余剰繰越を含めた決算を認めてしまったものである。</p> <p>今後は、規則及び要綱に基づき、本支援金事業の原則を理解した上で提出書類の確認検査を行うとともに、申請者に対する丁寧な説明と本支援事業の十分な周知を行うことで、適正な補助金交付事務となるよう改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">（小田切支所）</p> <p>例年、全所属（上下水道局を除く。）を対象に実施している会計実務研修において、定期監査等の主な指摘事項（調定手続や収入金の払込みに関する事務、給付完了・確認検査など）を取り上げ、会計事務のより適正な処理を促している。</p> <p>また、事務マニュアルとして「会計事務の手引き」をグループウェアに公開しているが、より分かりやすい帳票の記載例を示すなど記入漏れやミスの防止につながるよう、引き続き周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: right;">（会計課）</p>